

尼崎市立小・中学校

適正規模・適正配置推進計画

(平成17年8月改訂)

尼崎市教育委員会

目 次

1	計画の意義等	1
	計画の趣旨	1
	計画の位置付け	1
	計画の目標	1
	計画の期間	1
	計画の見直し	1
2	適正規模・適正配置の考え方	2
	適正規模	2
	適正配置	2
3	適正規模・適正配置を推進する学校	2
	<u>統合によって推進する学校</u>	2
	通学区域の変更によって推進する学校	3
4	適正規模・適正配置を実施する学校の考え方	3
5	施設整備	3
	施設整備の基本的な考え方	3
	整備内容の特徴	3
6	学校施設等の資源調査	3
7	保護者等の理解を得る方法	3
8	学校統合等の手順	4
	(仮称)統合推進委員会の設立	4
	交流学习の実施	4
9	跡地利用の考え方	4
10	学校別計画	4
	開明小学校と城内小学校の統合	4
	城内中学校と育英中学校の統合	5
	明倫中学校と昭和中学校の統合	5
	昭和中学校と大成中学校の通学区域の変更	5
	<u>常光寺小学校と杭瀬小学校の統合</u>	6
	<u>大庄東中学校と大庄西中学校の統合</u>	6
	若草中学校と小田南中学校の統合	7
	小田北中学校と小園中学校の通学区域の変更	7
	小田北中学校と若草中学校の通学区域の変更	7
11	次期適正規模・適正配置の学校別計画	8

下線部分は、平成 17 年 8 月改訂箇所を示す。

1 計画の意義等

(1) 計画の趣旨

この計画は、尼崎市立小・中学校の適正規模・適正配置を推進するため、平成13年8月22日に尼崎市立小学校及び中学校通学区域検討委員会から答申「尼崎市立小学校及び中学校の適正規模・適正配置の具体的方策について」を受けて行う学校の統合、通学区域の変更及び小・中学校の接続の改善に関する計画である。

(2) 計画の位置付け

第2次基本計画に基づく第1次実施計画第5部第1章第2節「個性を生かし生きる力を育む学校教育の推進」の主要事業として掲げている「学校適正規模・適正配置推進事業」の具体的な内容を示すものである。この位置付けは、今後策定される予定の次期実施計画においても同様とする。

(3) 計画の目標

小・中学校の適正規模・適正配置推進事業は、適切な児童・生徒集団を確保するとともに、楽しく学べる施設を整備することにより、次のことを実現することを目標とする。

ア 子どもたちの多様で心豊かな出会いの場面をつくりだすことにより、社会性を培う。

イ 子どもたちにとってわかりやすい学習指導を展開することにより、個々の能力を伸ばす。

ウ 学校行事やクラブ活動を活性化させることにより、子どもたちの活動意欲を高める。

(4) 計画の期間

小・中学校の適正規模・適正配置推進事業の実施期間は、平成16年度から平成25年度までとする。なお、平成14年度及び15年度は、学校ごとの状況調査、関係者への説明、統合等の計画及び準備期間とする。

(5) 計画の見直し

計画の期間中において、少子化の一層の進展や、住宅開発等による児童・生徒数の大幅な変動がある場合、計画の見直しもありうる。

2 適正規模・適正配置の考え方

適正規模の範囲及び適正配置の考え方は、平成12年7月に尼崎市立小・中学校適正規模等懇話会から報告された「尼崎市立小・中学校の適正規模・適正配置について（報告書）」で示されている考え方による。

(1) 適正規模

ア 小学校の適正規模

12学級から24学級の学校

イ 中学校の適正規模

12学級から24学級の学校

なお、理想的な学校規模は、15学級から18学級の学校

(2) 適正配置

ア 複数の小学校で1中学校を構成すること

イ 原則として、校区内に設置されていること

ウ 小学校と中学校の連携が強化できること

エ 通学距離及び時間、通学安全の確保、地域社会との連携を配慮すること

3 適正規模・適正配置を推進する学校

(1) 統合によって推進する学校

ア 小学校

・開明小学校 と 城内小学校

・北難波小学校と 梅香小学校

・清和小学校 と 長洲小学校

・常光寺小学校と 杭瀬小学校

・成徳小学校 と 大庄小学校

・若葉小学校 と 西小学校

イ 中学校

・城内中学校 と 育英中学校

・明倫中学校 と 昭和中学校

・若草中学校 と 小田南中学校

・大庄東中学校と 大庄西中学校

(2) 通学区域の変更によって推進する学校

- ・小田北中学校と小園中学校
- ・小田北中学校と若草中学校
- ・昭和中学校と大成中学校

4 適正規模・適正配置を実施する学校の考え方

適正規模・適正配置の実施は、学校の小規模化及び小・中学校の連携等を見極めて実施することとする。

5 施設整備

(1) 施設整備の基本的な考え方

適正規模・適正配置推進に係る施設整備は、学校ごとの状況調査に基づき、学習棟の改築または改修等を行い、良好な教育環境を創出する。

(2) 整備内容の特徴

- ・多様な学習空間を演出できるよう工夫する。
- ・子どもたちが楽しく学べる生活空間を工夫する。
- ・家庭、地域と連携できるよう工夫する。
- ・地域文化としてのデザインを工夫する。
- ・人・環境にやさしい施設とする。

6 学校施設等の資源調査

統合する学校について、施設等の歴史的、文化的、環境的な資源の調査や評価を行い、史資料の保存・活用の検討及び施設整備にあたって配慮すべき事項を検討する。

7 保護者等の理解を得る方法

(1) 関係するすべての学校の保護者等に推進計画の説明・協議を行い、実施について理解を求めていく。

(2) 適切な児童・生徒集団を確保することにより、良好な教育環境を創出する前提で、学校別計画について、必要に応じて関係する保護者等が一定の枠組みの中で検討できる仕組みをつくり、保護者等の理解を求めていく。

8 学校統合等の手順

(1) (仮称) 統合推進委員会の設立

適正規模・適正配置の実施について、保護者等の一定の理解を得た後、統合等関係校の関係者の意見が反映できるよう「(仮称)統合推進委員会」を設置し、学校名など統合までに計画、準備しなければならない事項について協議する。

(2) 交流学习の実施

子どもたちが、学校統合等による環境の変化にすみやかに順応できるよう、事前に関係する学校長及び教育委員会は協力して、作品展などの交流学习を行う。

9 跡地利用の考え方

学校統合による跡地については、基本的に学校施設の整備を行うため、売却することとするが、全市的なまちづくりの観点から有効活用についても検討することとする。

10 学校別計画

(1) 開明小学校と城内小学校の統合

・統合の時期

平成16年4月1日とする。

・統合後の学校の位置

城内小学校の位置とする。

・統合後の学校の通学区域

開明小学校区、城内小学校区とする。

・統合後の学校の接続する中学校

城内中学校と育英中学校の統合校とする。

・統合の手法

平成16年4月1日城内小学校を本校舎として統合する。

・施設整備

平成15年度に、城内小学校の施設整備を行う。

(2) 城内中学校と育英中学校の統合

・統合の時期

平成17年4月1日とする。

・統合後の学校の位置

育英中学校の位置とする。

・統合後の学校の通学区域

明城小学校区及び金楽寺小学校区とする。

・統合の手法

平成17年4月1日城内中学校を仮校舎として統合し、育英中学校本校舎の改築後に同位置に移転する。

・施設整備

平成16年度に、城内中学校の補修整備を行う。

平成17年度に、育英中学校本校舎の改築を行う。

(3) 明倫中学校と昭和中学校の統合

・統合の時期

平成17年4月1日とする。

・統合後の学校の位置

昭和中学校の位置とする。

・統合後の学校の通学区域

竹谷小学校区、難波小学校区及び梅香小学校区とする。

・統合の手法

平成17年4月1日昭和中学校を本校舎として統合する。

・施設整備

平成16年度に、昭和中学校の補修整備を行う。

(4) 昭和中学校と大成中学校の通学区域の変更

・通学区域の変更の時期

平成17年4月1日とする。

・通学区域の変更の手法

昭和中学校区のうち、名和小学校区の区域を大成中学校区に編入する。

平成17年4月1日の中学校1年生から実施する。

(5) 常光寺小学校と杭瀬小学校の統合

・統合の時期

平成 1 8 年 4 月 1 日とする。

・統合後の学校の位置

杭瀬小学校の位置とする。

・統合後の学校の通学区域

常光寺小学校区、杭瀬小学校区とする。

・統合後の学校の接続する中学校

若草中学校と小田南中学校の統合校とする。

・統合の手法

平成 1 8 年 4 月 1 日常光寺小学校を仮校舎として統合し、杭瀬小学校本校舎の改築後に同位置に移転する。

・施設整備

平成 1 7 年度に、常光寺小学校の補修整備を行う。

平成 1 8 年度に、杭瀬小学校本校舎の改築を行う。

(6) 大庄東中学校と大庄西中学校の統合

・統合の時期

平成 1 8 年 4 月 1 日とする。

・統合後の学校の位置

大庄東中学校の位置とする。

・統合後の学校の通学区域

大庄小学校区、成文小学校区及び成徳小学校区とする。

・統合の手法

平成 1 8 年 4 月 1 日大庄西中学校を仮校舎として統合し、大庄東中学校本校舎の施設整備後に同位置に移転する。

・施設整備

平成 1 7 年度に、大庄西中学校の補修整備を行う。

平成 1 7 年度に行う耐力度調査の結果に基づき、平成 1 9 年度に大庄東中学校本校舎の施設整備を行う。

(7) 若草中学校と小田南中学校の統合

- ・ 統合の時期
平成19年4月1日とする。
- ・ 統合後の学校の位置
小田南中学校の位置とする。
- ・ 統合後の学校の通学区域
常光寺小学校区、杭瀬小学校区、清和小学校区、長洲小学校区及び浦風小学校区とする。
- ・ 統合の手法
平成19年4月1日小田南中学校を本校舎として統合する。
- ・ 施設整備
平成18年度に、小田南中学校の補修整備を行う。
平成21年度に本校舎の改築を行う。

(8) 小田北中学校と小園中学校の通学区域の変更

- ・ 通学区域の変更の時期
平成19年4月1日とする。
- ・ 通学区域の変更の手法
小園中学校区のうち、下坂部小学校区の区域を小田北中学校区に編入する。
平成19年4月1日の中学校1年生から実施する。
- ・ 施設整備
平成18年度に、小田北中学校の施設整備を行う。

(9) 小田北中学校と若草中学校の通学区域の変更

- ・ 通学区域の変更の時期
平成19年4月1日とする。
- ・ 通学区域の変更の手法
若草中学校区のうち、浜小学校区の区域を小田北中学校区に編入する。
ただし、若草中学校と小田南中学校の統合が平成19年4月1日であるため、同区域は、平成17年4月1日及び平成18年4月1日の入学者に限り、小田北中学校への区域外通学を認める。

11 次期適正規模・適正配置の学校別計画

- (1) 次期の学校統合等、適正規模・適正配置を実施する学校別計画については、平成17年度中に明らかにする。
- (2) 通学区域検討委員会の答申を受けて、推進計画で示していない小学校の通学区域の変更及び小・中学校の接続の改善については、なお検討を行い、適切な時期に明らかにする。